# 社会福祉法人ななくさ 役員及び評議員等の報酬等に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人ななくさ（以下、法人という。）の役員及び評議員等の報酬等（以下、規程という。）について定めるものである。

（定義）

第２条　この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは理事及び監事をいい、評議員、評議員選任解任委員、第３者委員と併せて役員等という。

（２）常勤役員とは、役員のうちこの法人を主たる勤務場所とするものをいう。

（３）非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外のものをいう。

（４）役員報酬とは、報酬の職務執行の対価として受けるものである。また、費用とは明確に区分されるものとする。

（５）費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは区別されるものとする。

（年間報酬総額）

第３条　定款第２３条役員の総額は各年度に次の報酬総額を超えない範囲とする。

（１）理事の報酬総額　　20,000,000 円

（２）監事の報酬総額　　1,500,000 円

なお一人当たりの報酬額については、職務内容に応じて評議員会の決議にて決定する。

（役員等に関する報酬等の支給）

第４条　役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

１　常勤役員については、同規程第３条に定める算定方法を適用し、別表１に定める額を上限として報酬を決定する。

２　非常勤役員及び評議員については、同規程第３条に定める算定方法を適用し、同規程第５条に定める通りとする。

３　常勤役員については、別途、役員退職金慰労金規程を作成し、理事会、評議会の承認を得ることができた場合において、職務内容、在任期間等に応じて退職金を支給することができる。また、退職金の支給にあたっては、安定的な財源を確保することを目的に、養老保険等に加入することがある。

４　非常勤役員、評議員、評議員選任解任委員、第３者委員については、原則、退職金の支給の対象にはない。但し、非常勤役員については、役員退職金慰労金規程の定めにより、その功労等に応じて退職金を支給することがある。

（非常勤役員及び評議員の理事会及び評議員会の出席報酬等）

第５条　非常勤理事及び評議員が理事会に出席したときは、別表２により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

２　評議員が評議員会に出席したときは、別表２により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

３　交通費の実費が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

４　施設の職員を兼務する役員又は職員の勤務時間内に開催される理事会及び評議員会の場合は適用しない。

（役員及び評議員等の勤務報酬等）

第６条　理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表**3**により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

２　理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のため業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表**3**により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

３　監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立合及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表**3**により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

４　交通費の実費が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（出張旅費）

第７条　役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表**4**により報酬及び旅費等を支給することができる。

２　業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

３　旅費は実情を考慮し、増額することができる。

４　旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（支給日及び支払方法）

第８条　支払いの事実が発生した後、速やかに通貨で本人に直接その全額を支払う。

２　本人の申し出により、その指定する金融機関の口座に振り込むこともできることとする。

３　旅費等の支払日については、第７条４項によるものとする。

（兼務役員の規程適用範囲）

第９条　施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附　則

この規程は、令和６年４月１日より施行する。

この規程の施行に伴い、以下の規程を廃止する。

・平成１１年　６月２１日に施行の社会福祉法人ななくさ役員報酬等支給規定

・平成１５年　４月　１日に施行の社会福祉法人ななくさ評議員謝金支給規定

・平成２９年　６月１７日に施行の社会福祉法人ななくさ役員報酬等支給規程

別表１（月額）

| 役職名 | 報酬の額 |
|---|---|
| 理事長 | 月額　７５０，０００円 |
| 理事 | 月額　６５０，０００円 |
| 監事 | 月額　２５０，０００円 |

※ 但し、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、上記の金額を上限として、職員給与との差額を支給する。

別表２（日額）

| 名　称 | 報　酬 | 費用弁償費 |
|---|---|---|
| 理事会出席報酬等 | １日４時間以内　７，０００円<br>１日４時間以上　１４，０００円 | ３，０００円 |
| 評議員会出席報酬等 | １日４時間以内　７，０００円<br>１日４時間以上　１４，０００円 | ３，０００円 |

別表３（日額）

| 名　称 | 報　酬 | 費用弁償費 |
|---|---|---|
| 理事長業務報酬 | １５，０００円 | ３，０００円 |
| 理事及び評議員業務報酬 | １０，０００円 | ３，０００円 |
| 監事監査指導報酬 | １０，０００円 | ３，０００円 |

別表４（日額）

| 旅　費 | 宿泊費 | 報　酬 | その他 |
|---|---|---|---|
| 実　費 | １５，０００円 | １０，０００円 | 実　費 |